最終更新日：2019年12月26日

三浦工業株式会社
代表取締役 社長執行役員CEO 宮内 大介
問合せ先：経営企画室
証券コード：6005
http://www.miuraz.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主をはじめとするステークホルダーと良好な関係を築き、共に発展を図ることが重要であると認識しております。
このような認識の下、公正で透明性・効率性の高い経営を目指して管理体制の充実に努めるとともに、持続的に企業価値を向上させるための積極的な行動を可能とする自律的な体制を整えることが当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、重要な経営課題であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-10① 独立した諮問委員会の設置】
2018年から任意の指名委員会・報酬委員会を設置しておりますが、両委員会は代表取締役3名で構成されており、独立社外取締役は含まれておりません。
しかし、両委員会で決議された事項は、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会の承認を得てから取締役会にて審議されるため、独立社外取締役の適切な関与・助言を得られる仕組みとなっています。

【原則4-11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会の多様性について、専門性、国際性の面は確保できておりますが、ジェンダーの面は確保できておりません。女性の執行役員および管理職の登用は進めており、引き続き対応を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4．政策保有株式】
当社は、重要取引先をパートナーとして、持続的な事業の発展と企業価値向上において様々な協力が必要と考えております。当社は、製品の販売、業務提携、資材品の調達などの経営戦略における円滑な取引を目的として、限定的に重要取引先の株式を保有しております。当社と重要取引先との事業上の関係性等を総合的に判断すると、株式の保有は当社にメリットのある結果をもたらしていると考えられますが、その保有については、毎年精査を実施し、取締役会で保有の適否を審議いたします。精査の項目は以下のとおりです。
・当社との取引上の関係性
・年間取引額
・含み損益
・配当金
毎年11月の取締役会で審議のうえ、保有意義が認められないと判断した銘柄は縮減を進める方針としております。
当社は、政策保有株式の議決権行使については、中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主価値向上の観点から行使します。また、必要に応じて、提案の内容等について発行会社と対話していきます。

【原則1-7．関連当事者間の取引】
当社が取締役や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が会社及び株主共同の利益等を害することがないよう、以下の体制を整備しております。
・当社と取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、「取締役会規程」及び「取締役会取扱要領」において取締役会の決議事項として明示し、取引条件等の妥当性について、複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議した上で意思決定を行います。
・子会社又は主要株主との通例的でない取引については、「取締役会規程」及び「取締役会取扱要領」において取締役会の決議事項として明示し、取引条件等の妥当性について、複数の独立社外取締役を含む取締役会において十分に審議した上で意思決定を行います。
・上記に関する契約書については、法務部門にてリーガルチェックを行うとともに、取締役との間の競業取引及び利益相反取引については、承認された内容に基づいた取引が行われているかどうかについて、内部監査部門にて事後的なチェックを行い、監査等委員会へ報告する等、健全性及び適正性確保の仕組みを整備しております。

【原則2-6．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、三浦グループ企業年金基金を通じて企業年金の積立金の運用を行っています。
1）企業年金基金に派遣する代議員には、財務・IR知識のある財務部門の責任者又は企業年金の運用に関する専門的知識と適切な資質をもった人材を選出しております。
2）企業年金の運用に関して、代表取締役、財務、経理管掌取締役および経理部門長で構成される資金運用委員会にて、資産運用方針、委託先運用機関および投資商品の選定や見直しの検討、そして年1回の運用状況の評価を行っております。代議員会は、資産運用委員会が選定した商品の妥当性・合理性を審議し、決定しております。
3）当基金は、委託先運用機関が議決権を行使する際、アセットオーナーとして必要な場合には、委託先運用機関へ適切な議決権を行使するよう依頼することとしております。

【原則3-1．情報開示の充実】
(i) 企業理念、経営戦略、経営計画
経営指針を含む「ミウラグループ理念体系」を当社ホームページ（http://www.miuraz.co.jp/corporate/philosophy.html）に掲載しております。
株主資本利益率（ROE）を最も重要な経営指標の一つと認識し、これを公表して株主資本の効率的な運用を図ってまいります。株主資本利益率（ROE）の具体的な目標は10%としております。

中期経営計画については、2020年3月期からの3年分を、当社ホームページ（http://www.miuraz.co.jp/ir/pdf/setsumeikai/20190521.pdf）に掲載しております。なお、中期経営計画は事業環境の変化を踏まえて毎年見直しを行うこととしております。（ローリング方式）

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1．1．基本的な考え方」をご参照ください。
当社は＜創造と挑戦＞＜信頼と対話＞＜公平と公正＞の三本柱からなる理念「ミウラウェイ」の下に企業活動を行っており、コーポレート・ガバナンスに関してもこの「ミウラウェイ」を念頭に置いて、当社の持続的な企業価値の向上に資するしくみを構築・実施することを基本としております。
・創造と挑戦
中長期的な成長のため、経営の監督機能を適切に維持しつつも、経営陣の積極的な挑戦を支えるための環境を創ります。取締役会等の機関は、「熱・水・環境の分野で、環境に優しい社会、きれいで快適な生活の創造に貢献します」という企業理念を実現するため、「世界一安くて良い熱・水・環境商品を世界のお客様にお届けしよう」というスローガンのもと、経営課題のソリューションを図り、変革のための意思決定を行います。
・信頼と対話
ステークホルダーの期待に応え、信頼を得ることを目指します。そのために、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに役立つ情報を公開します。特に、中長期保有の株主にとって魅力的な投資対象となるよう努め、株主との対話の成果をわが社の成長につなげます。
・公平と公正
各ステークホルダーと公平に関係を築き、それぞれの権利を尊重します。投資者を意識した経営視点を持ち、透明性の高い経営を行う自律的な組織となります。品性を重んじ、真実に対して誠実な経営に邁進します。

(iii) 取締役および監査役の報酬の決定の方針と手続き
本報告書 II［取締役報酬関係］「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載の通りです。

(iv) 取締役および監査役の候補者の指名の方針と手続き
自らに求められる機能を果たすことができ、品性とリーダーシップを備えていることを前提に、取締役会または経営会議全体のバランスを勘案し、取締役および執行役員を選任しております。
また、職務執行に不正または重大な法令もしくは定款違反等があった場合は，解任することとしております。
選任や解任の際は、任意の指名委員会にて検討し、独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会の承認を得たうえで、取締役会にて審議し決定しております。

(v) 取締役および監査役候補者の選任理由
当社は、取締役および監査等委員候補者について、個々の選任理由を「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。

【補充原則4-1-1．取締役会の役割・責務(1)】
当社は、定款において、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めております。また、社内規程（取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程等）において、取締役会や経営会議の決議事項及び報告事項を定めております。

【原則4-9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
金融商品取引所が定める独立性基準に加え、以下のとおり、独自の基準を定めております。
1）現在又は過去3年以内において当社の取引先又はその業務執行者である場合は、過去3年間いずれも年間の取引額が、相互に直近の連結売上高の2%を超えない。
2）(1) 現在又は過去3年以内において当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として金銭その他の財産を得ている者である場合は、過去3年平均の当該財産額が1,000万円を超えない。
(2) 現在又は過去3年以内において当社からコンサルタント、会計専門家又は法律専門家として金銭その他の財産を得ている法人、組合等の団体に所属する者である場合は、過去3年平均の当該財産額が1,000万円又は当該団体の直近の連結売上高の2%のいずれか大きい額を超えない。
3）現在又は過去3年以内において当社から寄付を受けている者又は寄付を受けている法人、組合等の団体に所属する者である場合は、過去3年平均の当社から得ている財産額がその者の又は当該団体の直近の年間収入の2%を超えない。
4）相互に株式を保有している会社に所属する者でない。
5）役員を相互に派遣している会社に所属する者でない。

【補充原則4-11-1．取締役会全体の知識・経験・能力のバランス・多様性及び規模に関する考え方】
取締役会は、さまざまなステークホルダーへの貢献意識、広い視野、豊富な経験、国際性、専門能力を備えた多様な人材構成とし、高い見識を持つ専門家（弁護士、公認会計士、学者等）や他社の経営経験者を社外取締役に含めることで、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスおよび多様性を確保することが望ましいと考えております。
取締役会の規模は、現在の業容を踏まえ、監査等委員以外の取締役は6～14名、監査等委員である取締役は3～5名の範囲が適切と考えております。

【補充原則4-11-2．取締役の他の上場会社の役員の兼任状況】
取締役の重要な兼職の状況は、事業報告及び株主総会参考書類（http://www.miuraz.co.jp/ir/general_meeting.html）において開示しております。

【補充原則4-11-3．取締役会全体の実効性に係る分析・評価の結果の概要】
取締役会全体の実効性について、2019年11月に分析・評価を実施いたしました。
1）分析・評価の方法
全取締役への記名式アンケートおよび社外取締役へのヒアリング
2）評価内容
①全取締役への記名式アンケート内容
⑴ 取締役会の構成（3項目）
⑵ 取締役会の運営（13項目）
⑶ 取締役会の責務（5項目）
⑷ その他（昨年指摘された課題に対する対処への評価等）（8項目）
②社外取締役へのヒアリング内容
⑴ 取締役会の役割発揮状況の客観的評価
⑵ 審議を深めるべきテーマの有無

⑶ 株主との対話への所見
⑷ 社外取締役が役割を発揮するための環境整備についての要望事項
⑸ その他（5項目）

3）評価結果の概要
当社の取締役会は概ね適切に機能しており、全体として取締役会の実効性は確保されていると評価しました。
（評価が高かった項目）
・取締役会は、取締役や執行役員からの積極的な提案を歓迎している。
・取締役会は、承認した案件について、担当取締役・担当執行役員の迅速・果断な意思決定を十分支援している。
・取締役会は、取締役・執行役員に対して実効性の高い監督を行っている。
（昨年指摘された課題に対する対処への評価）
各課題に対して以下を実施し、改善されていることを確認しました。
・取締役会の構成について、構成員の減員、社外取締役の増員および外部企業等の経営経験者の導入
・監査等委員会の指揮下に内部監査室を配置替えしサポート機能を強化
・常勤監査等委員による議題の事前説明会の実施
・執行役員会に代え、経営会議を設置し、事業本部長を主たる構成員としてメンバーを絞り込み、
事業の重要テーマを闊達に議論する機会を創設
（今後の取り組み）
以下の項目が今後の取組課題と認識されました。
取締役会評価を通じ、PDCAサイクルを機能させることで、さらなる実効性の向上に取り組みます。
・執行部門から取締役会への報告テーマの充実
・上程資料の内容の充実と簡素化の工夫
・株主との対話（IR）に関する情報共有の強化

【補充原則4-14-2．取締役・監査のトレーニング】
社外取締役を含む取締役及び将来の取締役候補である執行役員を対象に、取締役及び執行役員に求められる役割と責務（法的責任を含む）に関する理解を深める目的で、年に1回、外部講師等による講習を実施しております。これに加え、取締役及び執行役員の専門知識の向上等に係る費用を支援しております。

【原則5-1．株主との建設的な対話に関する方針】
以下のとおり、株主との建設的な対話に関する方針を定めております。
（統括責任者）
IR担当責任者として、代表取締役および財務担当取締役が株主との対話全般について統括を行います。
（対話を補助する社内部門との連携）
株主へ正確な情報提供を行うとともに、株主の関心・懸念に関心を払い、これに応えることが対話を建設的なものにするという共通認識の下、関連部門はIR担当部門（経営企画室）を中心に日常的に連携します。
（対話手段の充実）
対話の手段として、個別面談以外にも投資家説明会を定期的に開催します。また、当社ホームページに各種IR資料（和文・英文）を掲載します。
（取締役会へのフィードバックの方策）
IR担当責任者は、適宜に株主の声を取締役会に報告するとともに、関連部門とタイムリーに情報共有を行います。
（インサイダー情報の管理）
IR担当責任者は、情報取扱責任者としてインサイダー情報の管理にあたります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,112,100	8.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	7,881,825	6.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,832,600	4.66
株式会社伊予銀行	5,329,959	4.25
株式会社愛媛銀行	5,017,059	4.00
ミウラグループ従業員持株会	3,999,342	3.19
愛媛県	3,000,000	2.39
公益財団法人三浦教育振興財団	3,000,000	2.39
いよぎんリース株式会社	2,906,910	2.32
野村信託銀行株式会社（投信口）	2,798,800	2.23

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
樋口建史	その他											
山本卓也	弁護士								○			
佐伯直輝	公認会計士						△					
安藤吉昭	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口建史		○	＜重要な兼職の状況＞ 第一三共株式会社社外監査役	行政機関等で要職を歴任され、豊富な経験と高度な専門知識、海外での知見を有しております。当社の社外取締役として、経営全般、特に海外での事業拡大を目指す当社の経営に適切な助言や監督をいただけるものと判断しました。 なお、当社の「独立社外取締役の独立性基準」を満たしており、独立役員に指定しております。

山本卓也	○	○	＜重要な兼職の状況＞ 第一総合法律事務所パートナー弁護士	弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、また、弁護士活動を通じて企業経営に関する十分な見識を有しているため、業務執行の妥当性のチェックなど、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。 なお、現在又は過去3年以内において当社から法律専門家として報酬（金銭その他の財産）を得ている第一総合法律事務所に所属しておりますが、過去3年平均の当該財産額は1,000万円未満であり、かつ、第一総合法律事務所の直近の連結売上高の2%を超えておりません。当社の「独立社外取締役の独立性基準」を満たしており、十分な独立性を有しているため、独立役員に指定しております。
佐伯直輝	○	○	＜重要な兼職の状況＞ 四国松山凛監査法人代表社員 佐伯直輝氏は、2012年6月までえひめ有限責任監査法人に所属しておりました。 当社は、2013年3月期まで有限責任監査法人トーマツおよびえひめ有限責任監査法人に共同監査を依頼しておりましたが、2014年度以降、有限責任監査法人トーマツに対してのみ会計監査を依頼しております。	公認会計士及び税理士として監査、会計、税務等企業実務に精通しており、業務執行の適法性確保及び幅広い経験と見識に基づいた中立的な立場から業務執行に対する監督ができるものと判断しました。 なお、当社の「独立社外取締役の独立性基準」を満たしており、十分な独立性を有しているため、独立役員に指定しております。
安藤吉昭	○	○	＜重要な兼職の状況＞ なし 安藤吉昭氏は、当社の取引先であるコニカミノルタ株式会社に2018年6月まで在籍しておりました。	コニカミノルタ株式会社で2007年4月から執行役、2010年6月から取締役常務執行役CFOの職責を担っており、経営全般において十分な見識を有しております。また、同社で2014年4月から監査委員会委員、報酬委員会委員、指名委員会委員を務めており、知見と見識を活かし当社の経営に対する監督ができるものと判断しました。 なお、コニカミノルタ株式会社は、過去3年間いずれも年間の取引額が、相互に直近の連結売上高の0.2%を超えておりません。当社の「独立社外取締役の独立性基準」を満たしており、十分な独立性を有しているため、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会はその職務を補助させるため、内部監査室の職員に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人から監査計画や監査重点項目の説明を受けるほか、中間・期末決算毎の会計監査結果および支店等の監査実施状況の報告を受け、必要に応じて実地調査や意見交換を行います。また、内部監査室は、各部門および子会社の資産、会計、業務等の全般に関して定期的に内部監査を実施し、監査結果は、各取締役に報告します。半期毎の内部監査計画と監査実施状況についても、監査等委員会に報告します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	0	3	0	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	0	3	0	0	0	社内取締役

補足説明

両委員会共に取締役会の諮問機関であり、代表取締役3名で構成しております。
指名委員会は、CEOが進める選考プロセスをモニタリングし、適宜CEOに助言を行い、CEOが十分機能していない場合に解任するための手続を確立しております。
報酬委員会は、役員報酬に関しガバナンスを効かせ、具体的な報酬額を決定するための手続を確立しております。
構成に社外取締役は含まれておりませんが、両委員会で決議された事項は独立社外取締役が過半数を占める監査等委員会で承認を得てから取締役会にて審議されるため、独立社外取締役の適切な関与・助言を得られる仕組みとなっております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

監査等委員以外の取締役には、前年度の業績達成率および取締役個人の評価によって決定される業績連動金銭報酬を支給しております。
監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）には、個人別に設定された定性的な目標に対する評価を踏まえて算出する業績報酬を支給しております。
また、監査等委員以外の取締役（社外取締役を除く。）には、役位毎に設定した株式報酬型ストックオプション（固定報酬）制度を導入しております。なお、2019年6月27日開催の第61回定時株主総会において、当社の企業価値増大への意欲や株主重視の経営意識を一層高めるため、現行のストック・オプション報酬に代えて譲渡制限付株式報酬を新たに導入いたしました。その報酬の総額は、2015年6月26日開催の第57回定時株主総会において決議された年額540百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とは別枠で、年額200百万円以内としております。なお、譲渡制限付株式報酬は取締役を兼務しない常務執行役員に対しても導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2018年度における当社の取締役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。
・監査等委員以外の取締役11名に対し支払った報酬額　4億2千9百万円
・監査等委員である取締役5名に対し支払った報酬額　4千3百万円

上記の監査等委員以外の取締役の報酬額には、次の金額を含めております。
・2018年度の報酬として計上した株式報酬型ストック・オプション報酬額　8千1百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

透明性および客観性を確保するため、以下のプロセスにて決定します。
1)代表取締役で構成された任意の報酬委員会にて、役員報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議を行います。
2)報酬委員会での審議後、監査等委員会へ報酬案を上程します。監査等委員会は、他社情報や業界水準を踏まえ、取締役の役割や責任に見合う水準であるかの妥当性を審議し、取締役会への上程に同意します。
3)監査等委員会の同意を得た報酬案を取締役会にて決定します。

監査等委員以外の取締役の報酬は、基本報酬、業績報酬および中長期インセンティブ（ストックオプション）により構成されており、基本報酬の水準は、役位および職責に応じて設定しております。業績報酬は、業績の達成率により原資が決定され、担当部門の業績および個人別に設定された定性的な目標に対する評価を踏まえて算出されます。また、株主目線の経営意識を高めることを目的に企業価値向上のインセンティブとしてストックオプションを職責に応じて付与しております。
監査等委員である取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬と業績報酬で構成され、基本報酬の水準は職責に応じて設定しております。業績報酬は、業績の達成率により原資が決定され、個人別に設定された定性的な目標に対する評価を踏まえて算出されます。
社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されております。なお、監査等委員の基本報酬の水準は、職責に応じて監査等委員会にて決定しています。

＜報酬制度の概要＞
・基本報酬 …取締役の役位及び職務能力に応じて設定する固定額を毎月支給、交付物：金銭、報酬割合：80%
・ストックオプション…役員別に設定、交付物：新株予約権、報酬割合：20%
　計　100%
・業績報酬…前年度の業績達成率及び取締役個人の評価によって支給（業績報酬がマイナスになる場合には基本報酬から減額）、交付物：金銭、報酬割合：△15%～20%
　合計　85%～120%
（注）
・基本報酬および株式報酬は固定報酬であり、その割合については毎年見直しを行っております。
・業績報酬の業績達成率は、管理会計上の税引前当期純利益を使用しております（前年度実績÷前年度の期首に設定した計画値）。

【社外取締役のサポート体制】

監査等委員である社外取締役の業務遂行に支障が生じることのないよう、内部監査室（スタッフ4名）を監査等委員会の直轄部署と位置付け、サポート体制を構築しております。
また、社外取締役に対しては、取締役会開催日3日前までに資料を案内し、常勤の監査等委員や経営企画室、経理部、内部統制室が適宜情報提供を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

【取締役、取締役会、経営会議】
当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能の分離に努めております。
取締役会は、2019年11月現在、取締役12名で構成され、毎月上旬に開催するほか、必要の都度臨時取締役会を開催して迅速な意思決定に努めるとともに、代表取締役及び業務執行取締役の業務執行の適法性・妥当性について監督を行っております。取締役会は、経営方針の決定と重要事項の審議・決議を行うとともに、代表取締役以下の業務執行を監督しております。
業務執行機関として、執行役員全員を構成員とする執行役員会（2019年10月時点の構成員は25名）を運営してまいりましたが、迅速かつ効率的な業務執行に加え、事業や経営の重要テーマの審議充実を一層高めるため、2019年11月に社長執行役員、事業本部長を兼務する執行役員等を構成員とする経営会議に設計変更を行いました（2019年11月現在の構成員は10名）。

【監査等委員、監査等委員会】
当社の監査等委員は、2019年7月現在、4名のうち3 名が社外取締役となっております。監査等委員会は、原則として取締役会開催に合わせて毎月1回開催し、監査方針、監査計画、業務分担を決定するほか、各監査等委員から、当社及び国内外子会社の業務や財政状況の監査結果について報告を受け、協議しております。監査等委員の監査活動は、社内の重要な会議に出席するほか、本社、主要な事業所・子会社の調査等を実施し、代表取締役その他の業務執行者に対する監査・監督を行っております。
また、監査等委員は、会計監査人から監査計画、監査重点項目や監査の実施経過等について報告を受け、必要に応じて意見交換を行うとともに、内部監査室から監査計画と監査結果について定期的に報告を受けるなど、連携を密にして効率的な監査を実施するよう努めております。

【内部監査】
内部監査は、監査等委員会直轄の内部監査室(スタッフ4名)を設置し、子会社を含めた各部門の資産、会計、業務等の全般に関して経営方針、関係法令、社内規程等に準拠して適正に行われているか定期的に内部監査を実施するとともに、必要に応じて改善・提言等を行っております。監査結果は、定期的に代表取締役社長執行役員ＣＥＯ、業務担当取締役及び監査等委員会に報告します。

【会計監査】
当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人に「有限責任監査法人トーマツ」を選任しております。
なお、同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
監査等委員である社外取締役が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能が強化され、経営の透明性と機動性の両立が実現できる体制であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2016年から導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年から参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	英文の招集通知（要約）を作成し、当社ホームページおよび議決権電子行使プラットフォームへ掲載しています。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	毎年1 回以上、個人投資家向けにIR セミナーを開催し、代表取締役社長執行役員ＣＥＯ自ら業績や経営戦略を説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に東京にてアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催し、代表取締役社長執行役員ＣＥＯ自ら決算説明や経営戦略を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページには、決算短信（和文・英文）、英文財務諸表、決算説明会資料（和文・英文）、株主通信（和文・英文）を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR 担当部署は経営企画室です。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ミウラグループ企業行動規範を制定し、会社を取り巻くステークホルダーの利益の尊重に努めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ＣＳＲ活動は企業のミッションと捉えております。具体的な活動については、当社ホームページ（http://www.miuraz.co.jp/corporate/csrhoukoku.html）に掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「適時開示規程」を社内規程として定め、社内に周知徹底しています。
その他	ミウラグループは、「働きがいのある、働きやすい職場づくり」をモットーに、従業員の個性や多様な価値観を尊重し、より創造性を高めるための施策をもって、人材の育成と活用を推進・実行しています。 2007年4月に、現在の「ダイバーシティ推進課」の前身である「女性活躍推進課」を設置し、従業員が個々のライフステージに応じて働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりに取り組んでいます。 従業員の働く環境整備としては、法定を上回る小学校3年生までの育児短時間勤務制度、所定外労働免除の制度、看護休暇などのほか、再雇用のための人材登録制度を導入し、2016年4月には事業所内保育所も開設しました。これらの環境整備により、女性の平均勤続年数が伸び、総合職や管理職も増え、2015年7月には執行役員も誕生しました。2018年1月には女性活躍推進法に基づく優良企業認定マーク「えるぼし」も取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営戦略や事業目的を組織として適正かつ効率的に達成するため、業務の効率性を高め、情報の信頼性を確保するとともに法令遵守の体制を構築していくことが内部統制システムの基本であると考えております。さらに法令を遵守することはもちろん、企業倫理に照らして誠実かつ公正に業務を遂行することが重要であると認識しております。

この方針に基づき、取締役（監査等委員を含む）および執行役員等で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、「ミウラグループ企業行動規範」の周知徹底に努めております。また、従業員に対して社内のほか社外弁護士を相談窓口とする内部通報制度を導入し、社内不祥事情報の早期収集を図っています。

リスク管理については、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、当社の経営目標の達成を阻害するさまざまなリスクのうち、特に品質、環境、情報セキュリティ、財務、コンプライアンス、労働災害、災害問題等を主要な対象リスクとして、これらの部門を担当する各執行役員がリスクマネジメント推進者となってリスク管理の推進と対応策の整備に努めております。また、リスク管理に関する方針の策定やリスク対応策は、経営会議において審議し、そのうち重要案件については取締役会で審議しております。

なお、2006年5月開催の取締役会において、会社法および会社法施行規則に基づき、内部統制基本方針を決議し、内部統制およびリスク管理の体制整備に取り組んでおります。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「ミウラグループ企業行動規範」において、法令を遵守することはもちろん、企業倫理に照らして誠実かつ公正に業務を遂行することを企業活動の重要な基本方針とし、反社会的な活動を行う団体や勢力とは、一切の関係を持たないことを明記しております。

この企業行動規範を社内およびグループ各社において周知徹底するため、社員研修を実施しております。

反社会的勢力への対応については、「反社会的勢力対応要領」を制定し、この要領に基づき、所轄の警察署や顧問弁護士の指導を仰ぎながら、企業として毅然とした態度で臨んでおります。また、総務部門は、警察関連団体や企業防衛対策協議会等の講演会などに参加し、情報の収集に努めています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特記事項はありません。

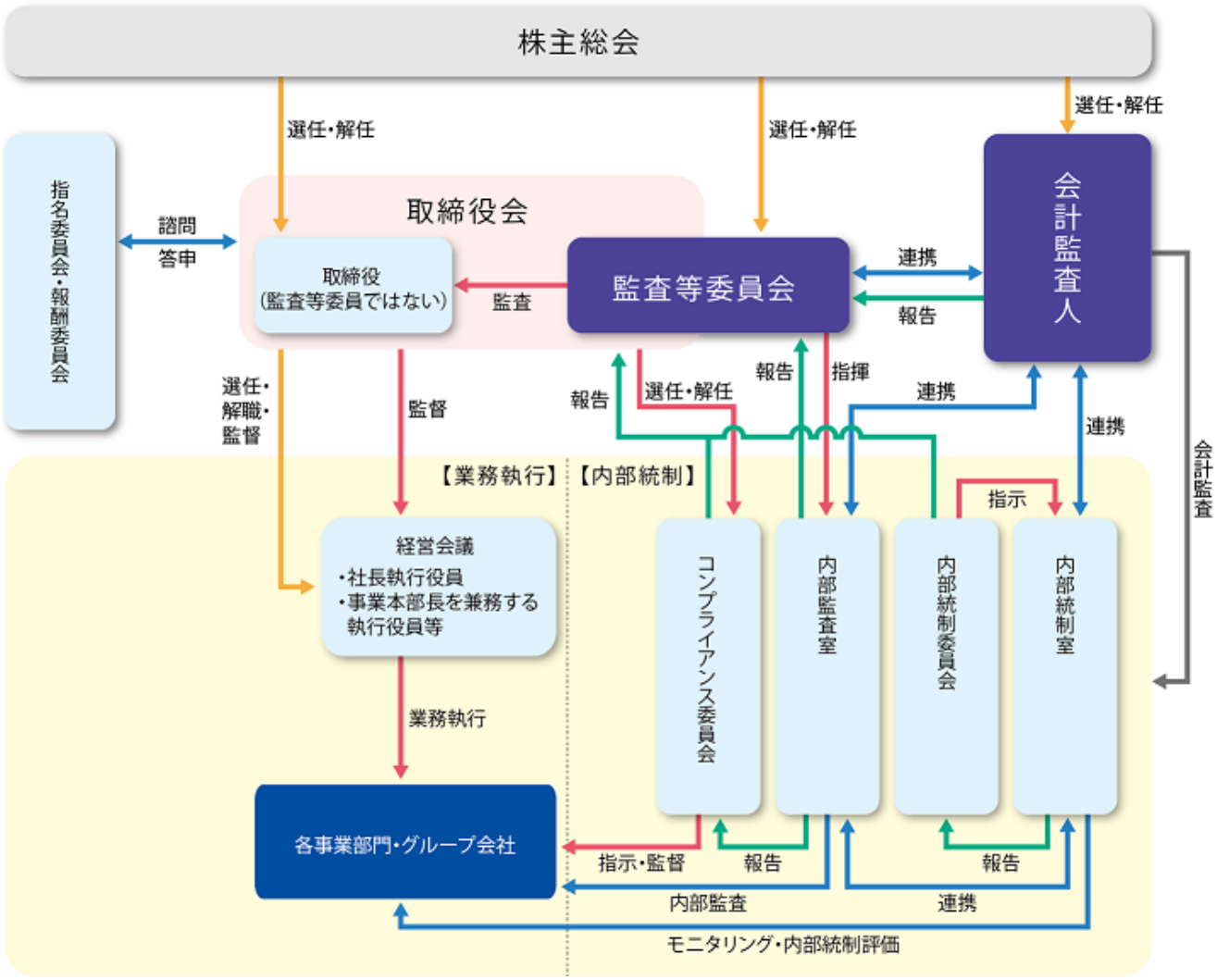

＜適時開示体制の概要（模式図）＞

